岩手県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査委員監査基準(令和2年岩手県監査委員告示第12号)に準拠して行った行政監査及び定期監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年3月31日

 岩手県監査委員
 岩渕
 誠

 岩手県監査委員
 佐々木
 茂
 光

 岩手県監査委員
 五
 味
 克
 仁

 岩手県監査委員
 中
 野
 玲
 子

1 監査対象機関、監査の実施内容及び監査の着眼点

監査対象機関	監査の実施内容	監査の着眼点
岩手県消防学校	監査対象機関で処理している事務	収入、支出等の事務が適正になされているか
	のうち、収入、支出、契約、財産管	、また、収入確保に係る債権管理、未収金回収
	理及び行政運営の各事務並びに現金	等が適正になされているか、事務事業の執行に
	等の出納保管に関する事務について	係る委託事業の契約事務、補助事業の交付決定
	、関係帳票及び証書類等を調査し監	事務等が適正になされているか等に着眼して監
	査を行った。	査を行った。
岩手県食肉衛生検査所	II .	II
岩手県環境保健研究センター	II .	II
岩手県立県民生活センター	II .	II
岩手県福祉総合相談センター	II .	II
岩手県精神保健福祉センター	II .	II.
岩手県立杜陵学園	II .	II
岩手県立産業技術短期大学校	II .	II
岩手県立千厩高等技術専門校	II .	II.
岩手県林業技術センター	II .	II.
盛岡教育事務所	II .	II
沿岸南部教育事務所	II .	II
岩手県立図書館	II .	II.
岩手県立野外活動センター	II .	n
岩手県立盛岡第一高等学校	II .	II
岩手県立盛岡第二高等学校	II .	II
岩手県立盛岡第三高等学校	II .	II
岩手県立盛岡第四高等学校	II .	II
岩手県立盛岡北高等学校	II .	II .
岩手県立盛岡南高等学校	II .	II .
岩手県立不来方高等学校	II .	ıı .
岩手県立杜陵高等学校	II .	ıı .
岩手県立盛岡工業高等学校	"	n .
岩手県立盛岡商業高等学校	II	n,
岩手県立沼宮内高等学校	11	ıı .

岩手県立雫石高等学校	II.	n.
岩手県立紫波総合高等学校	"	n
岩手県立花巻南高等学校	II.	n
岩手県立花北青雲高等学校	II.	n
岩手県立黒沢尻北高等学校	II.	n
岩手県立黒沢尻工業高等学校	II.	n
岩手県立水沢高等学校	II.	n
岩手県立水沢商業高等学校	II.	n
岩手県立金ケ崎高等学校	II.	n
岩手県立岩谷堂高等学校	II.	n .
岩手県立大東高等学校	11	n
岩手県立高田高等学校	"	11
岩手県立大船渡東高等学校	"	n
岩手県立盛岡視覚支援学校	"	11
岩手県立盛岡聴覚支援学校	II.	n
岩手県立盛岡となん支援学校	II.	n .
岩手県立盛岡青松支援学校	II.	n
岩手県立盛岡峰南高等支援学校	"	11
岩手県立盛岡みたけ支援学校	"	II
岩手県立盛岡ひがし支援学校	II.	n
岩手県立花巻清風支援学校	"	11
岩手県立前沢明峰支援学校	II .	n
岩手県紫波警察署	"	n
岩手県千厩警察署	II .	II
岩手県大船渡警察署	"	n

- 2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は次のとおりである。
 - (1) 岩手県立産業技術短期大学校
 - ア 特殊勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが6件、110,443円あったので、適正な事務の 執行に努められたい。
 - イ 資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。
 - (2) 岩手県立花北青雲高等学校 扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが9件、46,125円あったので、適正な事務の執行に努められたい。